

くらしの安心情報

情報ファイル NO.144

平成 26 年 7 月 10 日

雑誌の広告を見て開運ブレスレットを購入したのですが、届いた商品に、「使用方法を説明するので電話をするように」と記載されています。不審なのですが...

相談内容

【相談者 50代 女性】

雑誌に掲載されていた広告を見て、開運ブレスレット(2,000 円)をハガキで申し込みました。後日、届いた商品を見てみると「霊能者の先生から運気を高めるための正しい使用方法を説明するので、使用前に必ず電話をするように」と書かれた手紙が同封されていました。信用できるでしょうか...

対処方法

これは、雑誌等に広告を掲載し開運グッズなどを購入させ、これをきっかけに、新たな開運グッズや祈祷サービスの購入を勧誘する『開運商法』『靈感商法』の手口です。消費者から業者に連絡をすると、「お金を支払えば運気が上がる」などと言われたり、不安をあおられたりして、冷静な判断ができない状況に追い込まれて高額な契約をさせられます。

- ・ 相談者には、この商法について説明し、業者に連絡をすると、新たな開運グッズや祈祷サービスの勧誘につながる可能性があることに注意しました。
- ・ 開運グッズ購入後に、新たな勧誘を受けた場合は、購入する気がなければきっぱりと断ったり、周囲の人に相談するなどその場ですぐに返事をしないようにしましょう。
- ・ また、冷静に判断できない状態で新たな開運グッズや祈祷サービスを購入してしまった場合は、すぐに市町村消費生活相談窓口や消費生活センターに相談してください。勧誘時に恐怖を感じるがあれば警察にも相談してください。
- ・ 困ったら、一人で悩まないで相談しましょう。

運気アップ
間違いなし!



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890